

海面を利用するみなさんへ

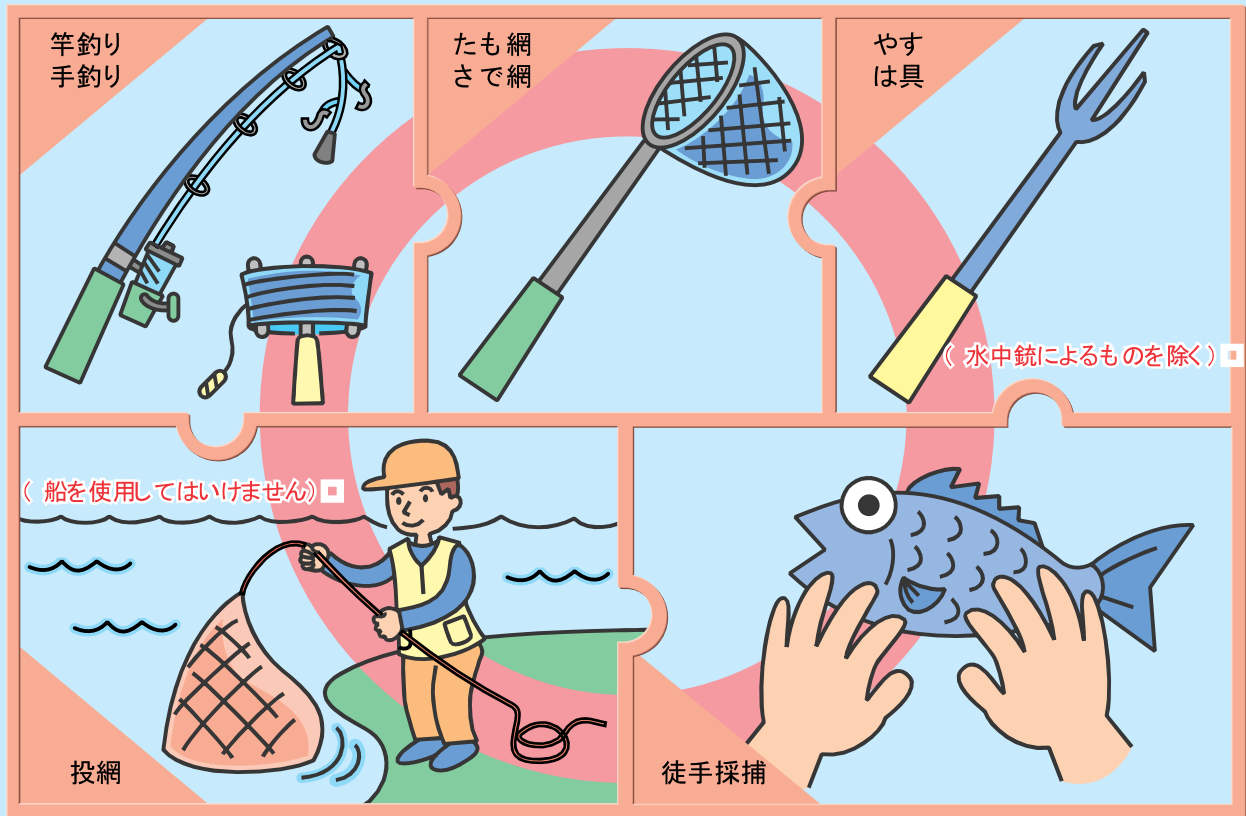
おねがい

みんなが使う海だから



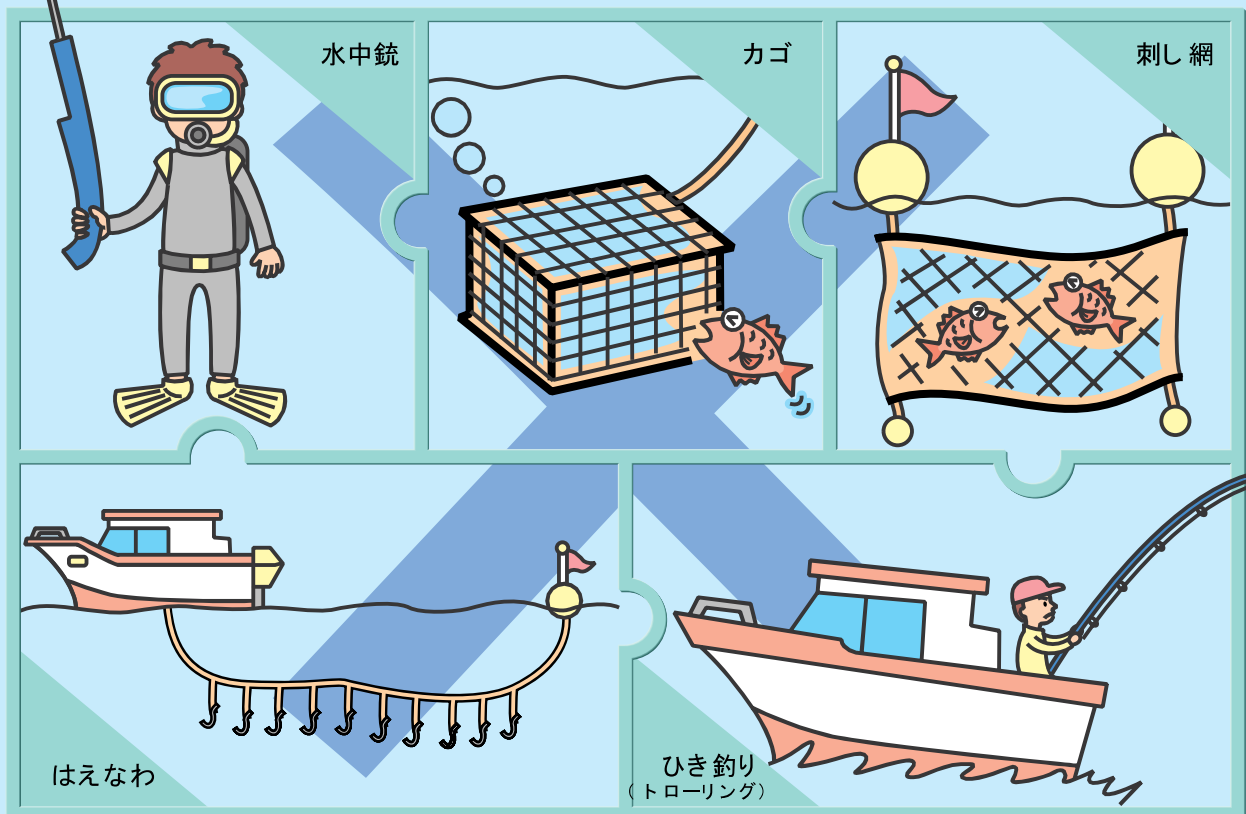
海を愛する気持ちは、漁業者も遊漁者も同じです。漁業を営む人たちは、海の貴重な資源を利用するだけでなく、資源を保護したり、沿岸環境の保全に努めています。また、救護活動にも積極的に協力しています。彼らはいわば、海の守人なのです。

? 使える 漁具、漁法ってなんだろう？



? 使えない 漁具、漁法ってなんだろう？

(使用できないものの例)



キャッチ&リリース



まめ知識

～ヒラメの成長～

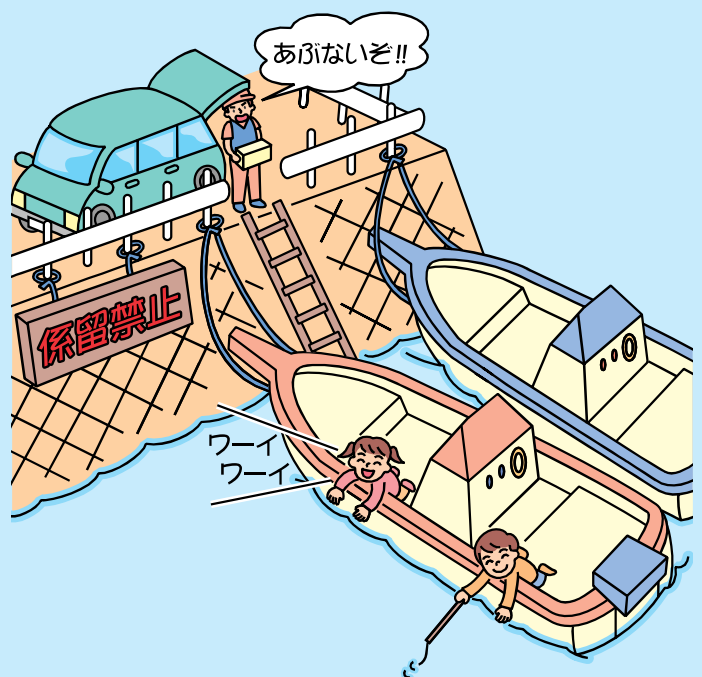
| | | | |
|--|----|----|-------|
| | 1才 | 27 | 190 |
| | 2才 | 36 | 500 |
| | 3才 | 44 | 960 |
| | 5才 | 54 | 1,700 |
| | 8才 | 71 | 4,289 |

ちょっとがまんすれば大きくなるよ

漁業者のかたは、30 未満のヒラメを自主的に放流しています。
 遊漁者のみなさんも水産資源の保護のため、海を愛する者として同じことができるはず。
 小さなきかなは食べる場所がないよ。

無断係留・放置はやめましょう

港、河川を運航する船舶の妨げとなります。また、管理者がいないため、子供が遊んで事故を招く恐れがあります。
 さらに、増水や台風などの自然災害時には係留艇が流されたり沈んだりして思わぬ災害を招く恐れがあります。





海をきれいに



海を利用する者として、自分自身が恥ずかしくなるような行為はやめましょう。

規則を守り、秩序正しい船釣りをしましょう

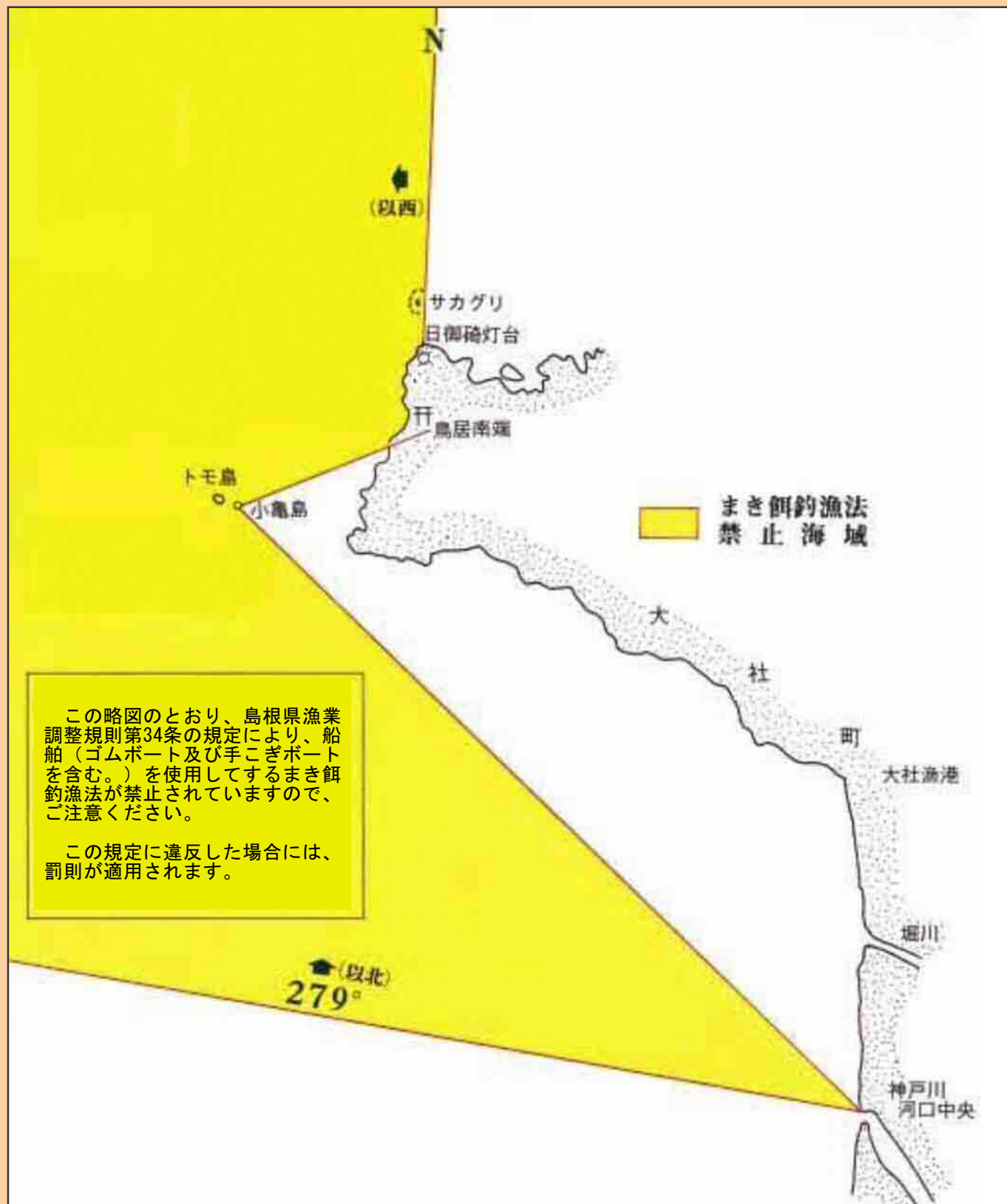
錨止め禁止区域 (島根海区漁業調整委員会指示)



この略図のとおり、本委員会の指示により、錨止めを規制しておりますので御注意下さい。この指示に違反した場合には罰則が適用されます。

但し、錨止めは承認制になっています。期間は6月15日から10月31日までです。

船舶を使用したまき餌釣り 漁法禁止海域 (島根県漁業調整規則第34条)



島根県農林水産部水産課

島根県松江市殿町一番地
TEL(0852)22-5315 FAX(0852)22-5929